

## 登米市子育て世帯訪問支援事業 業務委託仕様書

- 1 業務の名称 登米市子育て世帯訪問支援事業業務
- 2 事業実施期間 契約締結日から令和9年3月31日
- 3 委託方法 単価契約
- 4 業務の目的

児童福祉法第6条の3第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業として、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

### 5 対象者

登米市に居住し、母子健康手帳交付後から出産後1年までの保護者等で、保護者等からの相談や庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談により把握され、支援事業による支援が必要であると認められる次の各号に該当するものとする。

- (1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活環境等について不適切な養育状態であると認められる児童等、保護者の養育を支援することが必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれがある保護者
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) その他特に支援が必要と市長が認める者

### 6 業務の内容

- (1) 次に掲げる訪問支援
  - ア 家事支援
  - イ 育児・養育支援
  - ウ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴及び相談や助言
  - エ 地域の母子保健施策や子育て支援施策等に関する情報提供
  - オ 支援対象者や児童の状況や養育環境の把握及び市への報告
  - カ その他、市が特に必要と認める支援

## (2) 実施報告及び請求書の提出

受託者は、市に対して履行月の翌月10日までに、支援の記録及び支援の実施状況に関する報告及び委託料の請求を行うものとする。

## (3) 市との連携

受託者は、支援の実施中に児童の養育環境の変化等を把握した場合等、その他必要に応じて市に随時の報告を行い、連携を図ること。また、市が必要と判断した場合、事業者に対し会議への参加を求めることができる。

## 7 業務を実施する日時

### (1) 実施日

月曜日から金曜日までの間とする。ただし、次に掲げる日を除く。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

### (2) 実施時間

午前9時から午後5時までの間とする。また、1時間単位とし、1訪問先での実施は1回2時間以内とする。

### (3) 実施回数等

1訪問先での実施は、週1回以内とし、年24時間以内とする。

### (4) 訪問支援員の派遣時間

ア 1時間未満の端数がある時は、30分未満は切り捨てとし、30分以上は1時間に切り上げる。

イ 訪問支援員の派遣時間は訪問から辞去までの間の実質援助時間数とし、訪問支援員の食事や休憩時間は派遣時間に含まない。ただし、訪問支援員が利用者宅訪問前に当該世帯の援助を行う場合、開始時間は、事業所を出発した時刻とする。また、辞去後に当該世帯の援助を行う場合の派遣終了時刻は、事業所に到着した時刻までとする。

## 8 受託者の要件

受託者は、次に定める要件をすべて満たすこと。

(1) 業務内容に対応できる訪問支援員を有するなど、本事業の適切な運営が確保できる体制の確保に務めること。

(2) 訪問支援員は本事業による支援を適切に行う能力を有する者とする。ただし、訪問支援員は次のいずれにも該当しない者とする。

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等の虐待を行った者

(3) 訪問支援員に対し次の研修を実施すること。また、本研修に関する実施計画書又は実施報告書を提出すること。

ア 事業の目的、内容、支援の方法、個人情報も適切な管理や守秘義務等についての研修

イ 育児支援、養育支援を行う訪問支援員へのAED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習（安全チェックリストの活用やヒヤリハット事例の検証等を内容とする）

## 9 利用者負担額

利用者負担額は以下のとおりとし、受託者から訪問時に徴収するものとする。また、必要に応じて領収証を発行するものとする。

利用世帯の区分	利用者負担額 (1時間あたり)
1 生活保護世帯（訪問を受けた日において生活保護法による被保護世帯）	0円
2 住民税非課税世帯（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法の規定による市町村民税を課されない者）	0円
3 住民税所得割課税額77,101円未満世帯（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法規定による市町村民税所得割の額を合算した額が77,101円未満である者）	0円
4 1の項から3の項までに規定する世帯以外の世帯	600円

## 10 委託料

単価契約（実績払）とし、下記の経費とする。なお、利用者の負担額が生じる場合は、その額を差し引いた金額とする（第二種社会福祉事業に該当するため、消費税及び地方消費税は非課税）。

### (1) 訪問支援費

1時間当たり 3,000 円

### (2) 交通費等

1回当たり 1,000 円

### (3) 事務費・管理費

月額 11,000 円（月に1件以上の利用がある場合）

### (4) キャンセル料

ア 利用者から訪問支援員への訪問支援実施日の前日午後5時までに、キャンセルの連絡がなく、訪問支援員が利用者宅を訪問する前にキャンセルが確認できた場合

1回当たり 1,500 円

イ 利用者宅を訪問したにも関わらず業務を履行することができなかった場合

1回当たり 2,500 円

## 11 その他

(1) 受託者は、本事業の実施に当たり、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うこと。これに備えて、本事業に係る保険に加入すること。

(2) 受託者は、本事業を実施するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」の内容を遵守しなければならない。

(3) 本事業の実施に当たり、本仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議の上、その内容を定めるものとする。